

平成 26 年 12 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 88 号

平成 26 年 12 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 26 年 12 月 11 日

土庄町長 三 枝

邦 彦

- 1、 期 日 平成 26 年 12 月 17 日（水）
- 2、 場 所 土庄町役場 議場

平成 26 年 12 月 17 日（水曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（川本貴也君）

皆さん、おはようございます。

師走に入り、ご多忙な中、本日は 12 月定例会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど、議会広報特別委員長泊満夫君より、議会広報への掲載のため、議会開催中の写真を撮りたいとの申し出がございましたので、撮影の許可をいたしました。皆さま方のご協力をお願いいたします。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

皆さん、おはようございます。

本日、平成 26 年 12 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご挨拶を申し上げる前に、皆さんにご報告をひとつ申し上げたいと思います。まず、税情報の漏えいにつきましてでございますが、ご承知のとおり 12 月 11 日に被告発人不詳のまま小豆警察署に告発し、同日に受理されております。今後、警察当局からの捜査が行われますが、町とい

たしましても捜査に全面的に協力を行う所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、第 47 回衆議院議員選挙についてでございます。12 月 14 日に投票がございまして、この選挙により与党が圧勝し、安倍総理大臣は引き続きアベノミクスを推進し、経済や外交・安全保障など幅広い政策課題に全力で取り組む考えを示しました。地方の実情を踏まえた地域経済活性化策などの地方創生の推進を期待しておりますが、町といたしましても、国の動向についての情報収集、把握に努めてまいりたいと思ひます。

また、内閣府が 11 月 25 日に発表した月例経済報告によりますと、景気の基調判断について、緩やかな回復基調が続いておりますが、個人消費などに弱さがみられ、消費者心理の低下などに留意する必要があるとしております。本町におきましても、財政規律を堅持しながら、町民ニーズや経済情勢を踏まえ、安全安心なまちづくりを目指し、限られた財源を重点的に配分する考えの下、平成 27 年度予算編成作業を行ってまいりたいと考えております。

本日提案の議案につきましては、補正予算の専決処分が 1 件、補正予算関係が 5 件、条例関係が 3 件、基金の廃止に伴う財産処分についてが 1 件、合計 10 件でございます。よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（川本貴也君）

去る 12 月 10 日、午前 9 時 30 分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等についてご協議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（川本貴也君）

議会運営委員長 佐々木邦久君。

○議会運営委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る 12 月 10 日午前 9 時半より委員会室におきまして、12 月議会定例会の会期、日程などを審議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず会期でございますが、本日 17 日から 19 日までの 3 日間を予定しております。会議の進め方でございますが、本日は冒頭に閉会中における継続調査及び審査について各委員長より報告していただき、質疑を行います。次に、9 月定例会におきまして継続審査になっております、平成 25 年度決算認定について討論、採決を行います。引き続き執行部より、議案第 1 号から議案第 10 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。その後、議案第 1 号から議案第 10 号まで常任委員会に付託し、散会します。本会議終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いします。

18 日は休会とし、19 日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑を行います。次に、議案第 1 号から議案第 10 号までの討論、採決を行います。次に、発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決をお願いします。次に、閉会中の継続調査申出についての採決をお願いします、最後に一般質問を予定しております。一般質問につきましては、通告期限であります 12 月 8 日の正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

スムーズな運営にご協力いただき、12 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしく申し上げます。以上、議会運営委員会からの報告といたします。

平成26年12月17日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君） 2 番（濱中幸三君） 3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君） 5 番（佐々木邦久君） 6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君） 8 番（上川正衛君） 9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君） 11 番（藤本誠助君） 12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1名

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	総務課長（中井俊博）
教 育 長（藤本義則）	企 画 課 長（奥村 忠）
企 画 課 長（糸 英彦）	福 祉 課 長（川田順也）
税 務 課 長（笹山恵子）	住 民 環 境 課 長（宮原正行）
健康増進課長（木下公明）	農 林 水 産 課 長（高橋幸光）
建 設 課 長（樋口英士）	教 育 総 務 課 長（宮原隆昌）
商工観光課長（須浪宏和）	水 道 課 長（川本公義）
生涯学習課長（椎木 孝）	出 納 室 課 長 代 理（山口太我）
病 院 事 務 長（三木俊明）	総務課副主幹（三枝恵吾）
総務課課長補佐（井口秀俊）	

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史） 書記（塩本 元）

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（川本貴也君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から19日までの3日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年12月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりでございます。

諸般の報告

○議長（川本貴也君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

11月臨時会以降、本日に至る閉会中に、議会運営委員の太田和博君が辞任し、新委員長に佐々木邦久君を、新副委員長に山本良熙君を互選いたしております。

町長より業務報告を受けております。お手元に印刷配布しておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より監査報告を受けております。お手元に印刷配布をいたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（川本貴也君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番 福本耕太君、2番 濱中幸三君を指名いたします。

会期の決定

○議長（川本貴也君）

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、12月17日から12月19日までの3日間にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より12月19日までの3日間と決しました。

閉会中の継続調査及び継続審査結果報告

○議長（川本貴也君）

日程第 3、閉会中の継続調査及び継続審査の結果報告を議題といたしません。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。

閉会中に総務建設常任委員会を開催いたしましたので、その内容について、順次報告を申し上げます。

10月20日、再生可能エネルギー等導入事業太陽光発電等設置工事入札における意見聴取の予定でありましたが、井口氏が欠席したため聞き取りができませんでした。そこで11月4日に再度参考人招致をすることといたしました。

続いて、税務課、総務課、水道課、企画課の4課より説明を求めました。

税務課。4月17日開催の当委員会で入湯税の調査実施を求めておりました件について、その経過と調査結果を報告していただきました。この件は監査委員からも指摘がなされ、当初過去5年間の調査をすべきとの意見も出されましたが、入湯税納入額と申告数との整合性を確認する方法が宿泊人名簿調査では得られないことから、旅行業者に対する取引状況調査として1か月分の入湯税の抽出調査を行いました。これにより調

査の手法について一定の手掛かりが見つかり、手続き等の税法上の問題点を検討し、9月24日付けで対象特別徴収義務者宛てに調査実施の通知を行いました。現在は調査が終了し、この調査結果の取りまとめが終わった段階で当委員会に報告をしていただく結果となりました。

委員から、入湯税は自主申告によるものなので、税の公平さに欠けないようにきちんとしていただきたいと意見が出され、執行部からは入湯税の申告についての手引きを作成し、2月頃を目途に説明会を開き、正確な申告をしてもらう努力をすることでした。また入湯税の更正期限についての質問に、5年間と回答がありました。

総務課。再生可能エネルギー等導入事業太陽光発電等設置工事入札における意見聴取に関連して、土庄町公正入札調査委員会（委員長に副町長、委員に総務・企画・建設・農水・水道課の各課長）で実施した内容の説明を求めました。肥土山浄水場機械脱水機設備工事等の業者は、機械12社、建物5社の計17社で、10月8日に聞き取りをし、井口電気工事の井口氏からは、水道事業特別委員会に出された陳述書の内容と全く異なる供述をされ、談合もないというものでした。井口電気工事に対し、町及び議会を巻き込んで入札業務に混乱を招いており不誠実な行為を行ったとして、町は12か月間の指名停止処分を行いました。さらに当該工事の入札については、井口電気工事を指名から外し、4か所の工事を1つずつ分けて行い、できるだけ多くの業者が参加できるように進めていくことになりました。委員から、今回の指名停止となった公表について質問があり、香川県、小豆島町、小豆広域へ周知したと回答がありました。

企画課。教育委員会事務局の元職員、中井正副主幹の町の納税記録データ削除による公電磁的記録毀棄罪等について、その経過の説明を求めました。10月16日に高松高裁で懲役2年、執行猶予3年の有罪判決が出され、結審した。10月17日に本人、弁護士、検察官から上訴の権利を放棄する申し立てが行われ、判決が確定した。これにより地方公務員法の欠格条項に該当し、失職となったものです。今後については、他市町村や県に相談し、上司の処分も含め対処することでした。

11月4日、予定していた再生可能エネルギー等導入事業太陽光発電等設置工事入札における参考人による意見聴取は、この日も井口氏は欠席でありました。この件について、委員から100条委員会を設置して事実を明らかにしていく必要がある、このまま放置できない、外部調査に任せる等の意見がありましたが、継続審議となりました。

次に、水道課から県内水道事業広域化について説明を求めました。平

成 25 年 4 月から香川県と直島町を除く 16 市町で構成する香川県広域水道事業体検討協議会を設置して、広域水道事業及びその事業体に関する基本事項の取りまとめが承認されたこと、そしてその基本事項として①組織形態、②組織体制・職員の基本方針、③広域水道施設整備の基本方針、④経年施設の更新整備の基本方針、⑤財政運営の基本方針、⑥水道料金の基本方針、⑦費用負担の基本方針、⑧広域化時期に関する基本方針について、詳細に説明を受けました。

委員から、単独経営では 30 年後に水道料金が非常に高くなるが、広域化すれば抑えられるのか、なぜ単独だとこんなに高いのかとの質問に、執行部からは、広域化による企業団設立後も 10 年間は各市町において補助金を活用して単独経営により施設等を一定レベルまで上げ、10 年経過後に一体経営となれば料金が下がるもので、土庄町が高い理由は、浄水場の数が多いのと老朽管が更新されていないのが原因であると回答がありました。

また、簡易水道は単独のままでいくのかとの質問に、有利な国庫補助が適用されるので統合せず単独で経営するが、管理だけは企業団に委託することもできるということでした。

別の委員から、他に県で一本化する事例の有無、広域化の方法についての質問に対し、執行部からは、県で一本化する事例は香川県が初めてであり、管をつなぐ事業統合をしない市町のうち、経営統合を希望する場合は企業団の設立に参加し、業務の共同化を希望する場合は、企業団の設立に参加しないものの準備協議会と協議することが基本方針にあるとのことでした。

結論として、現在町で行っている水道事業が広域化しても、職員の負担や緊急対応等含めきちんと継続できるのか、企業団の経営がどのように進むのかなどについて将来的なメリット、デメリットを継続して審議していくこととなりました。

11 月 28 日、水道課の前回の継続審議のほか、総務課、建設課、企画課、税務課から説明を求めました。

総務課。平成 26 年度作成の土庄町中期財政計画について、計画期間は 26 年度から 32 年度まで、対象は一般会計、人口の増減率を用いて推計し、消費税は現行の 8% で試算しているものです。主なものとして、歳入については、国の交付税総額が抑制され、減少傾向にあるので毎年 1% の減少を見込み、歳出については、議員定数の減、環境衛生組合の解散に伴う施設費用の増、新病院や消防庁舎建設事業の事業費等確定した数値で

推計しているものです。

具体的内容は、26年度普通交付税が6,500万円の大幅な減、人件費や資材の高騰による普通建設事業費の増加に伴う借入金が増、単年度公債費を抑えるため償還期間の長い地方債の借り入れと平準化などがあり、財政調整基金の32年度残高は1億9千万円になる見込みです。地方債残高は、29年度に100億円を超える見込みです。経常収支比率は31年度に100%に達する見込みとなっています。これらの推計により、33年度以降は新規事業や継続事業において支障が出るのが予想されます。

委員から、中央病院の赤字額が今年度末に4億円になる見込みであるが、この計画に一般会計からの補てんが反映されているのか、新病院の開院における初年度赤字分として2町で約10億円を見込んでいるのかの質問に、執行部は、中央病院への繰出金として9億2千万円を見込み、新病院への負担については運転資金として28年度に3億6千万円、29年度以降は1億7千万円を見込むが、約10億円の赤字については聞いていないとのことでした。

委員は急激な中央病院の経営悪化について対策を含め、町が一丸となって真剣な議論が必要であり、新病院の経営についても両町で再度協議してほしいと意見が出されました。

また別の委員から、新病院の経営予測や医師確保の前提をどのように考えて試算しているのかとの質問に、執行部は、予測は難しいが患者がそのまま移行した場合を含め何パターンか考え、努力し目標の医師が確保できることを前提にしていると回答がありました。

建設課。昭和39年に決定された都市計画道路は50年が経過し、社会経済情勢や道路建設事業など取り巻く状況も変化している中、香川県都市計画道路見直しガイドラインにおいて30年以上事業未着工の街路は廃止・変更の見直しを検討することとされており、平成26年6月7日に開通した本町バイパスの開通により交通体系が大きく変わり、町と県は見直しにより路線の延長等の変更、路線の追加を行うこととしました。

都市計画道路は、香川県決定の4路線、土庄町決定の1路線を合わせた5路線が当初計画決定されており、各路線の起点、終点、幅員、車線等に関する説明を受けました。その中での今回の主な変更点は、土庄赤穂屋線と西港線それぞれ一部区間を廃止、本町バイパスを西本町東港線として新規に決定しようとするものでありました。

企画課。路線バスの再編に関し、まず三都線について報告をいただきました。国庫補助対象要件を満たしていないため、平成25年10月から

平成 26 年 9 月までは自社運行をしていましたが、経営に大きな影響を及ぼす赤字路線であります。しかしながら、住民に欠かせない路線であることから、地域公共交通確保維持改善協議会において準幹線系統として、両町が県の補助を受けながら存続すべき路線として新規採択されました。運行負担率は距離按分とし、土庄町は 20%、期間は小豆島中央病院が開院するまでの期間、平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までです。

次に島内交通事情による再編については、平成 28 年度の小豆島中央病院開院、続いて新高等学校の開校により人の動きが大きく変わるため、各路線の見直し、停留所の変更、利用促進のための運賃割引制度などについて運輸局の指導を仰ぎながら両町、小豆島オーリーブスと協議を進めているとのことでした。

委員から、高齢者だけでなく高校の統合に伴い高校生を含んだ通学通院割引の検討、学校関係者や病院関係者を含めた再編協議の実施を求める意見がありました。

水道課。前回の継続調査として、11 月 18 日開催の広域化幹事会資料をもとに議論しました。幹事会の結論は、香川県広域水道事業体設立準備協議会の立ち上げ時期は年度当初の 4 月とし、年内に参画の意思決定をしていただき、来年 3 月に議案提出の予定、そのときに参画できない場合においてもその後の参画ができるようにする、でありました。事業費、事務局体制（23 人）、職員派遣（各市町から 1 名）、企業団設立（平成 27～29 年度で準備後）に関しても説明を受けました。委員から、委員会で方向性を出すには広域化のメリットを具体的に提案してほしいと要望し、広域化の方向性については継続審議となりました。

以上で、閉会中に開催した当委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

教育民生常任委員長 濱中幸三君。

○教育民生常任委員長（濱中幸三君）

おはようございます。

閉会中の教育民生常任委員会で調査した主なものについて、その概要を報告いたします。当委員会は、平成 26 年 11 月 14 日と平成 26 年 12 月 11 日の 2 回開催いたしました。

まず、11 月 14 日の委員会は、委員 6 人の出席のもと午前 11 時 15 分から新設小学校の現場視察を行い、その後、役場の委員会室に帰り、所

管する教育総務課、健康増進課、土庄中央病院、住民環境課から当面する課題などについて報告を受け協議しました。

教育総務課。宮原課長から、建設現場で校舎の内装などについて説明を受け、午後からは、委員会室で進捗状況や工期・工事の変更などの説明を受けました。また、土庄保育園の改修工事の計画などについても説明を受けました。

委員から、LED 照明への変更、体育館の通風、開校記念行事の開催、元事務局職員の失職などについて質問がありました。執行部からは、2月15日に落成式を予定しており、児童の交流活動も予定しているなどの回答がありました。

福祉課。川田課長及び担当職員から、平成27年度から3か年の計画である第6期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、第4期の障害福祉計画の策定状況、小豆島中央病院の開院に向けての進捗状況、平成27年度の福祉課の新規事業であるひとり親家庭等医療費支給事業の現物給付への変更、土庄町戦争体験記の編纂などについて詳しく説明がありました。

委員から、介護保険事業計画について介護予防事業の地域支援事業への移行についての変更点、障害福祉計画についての施設入所者の地域生活への移行促進、小豆島中央病院への引っ越しや医師確保についての具体策、戦争体験記の編集者や予算などについて質問がありました。執行部からは、要支援の方の訪問介護、通所介護が町で運営する地域支援事業に移行する。移転する診療機器については検討中であり、医師の確保については、香川大学医学部に寄附講座を設置する方向で協議している。来年度に内海病院で先行実施し、その後小豆島中央病院に引き継ぐ。戦争体験記は、町長が発行者になり、予算は300万円程度を見込んでいるなどの回答がありました。

企画課地域医療再生対策室。奥村課長から、医師不足などに対する取り組み、土庄中央病院跡地利用にかかる診療所の機能などの検討経過について詳しく説明がありました。また、医師確保については、どこからも好感触の返事をもらえていない。もし小児科を閉めるという判断になれば、住民へ十分な説明が必要。小豆島町とも十分協議し、早めに議論を進めていきたいと思っているなどの報告がありました。この報告に対する質問などは土庄中央病院のところで行うことにしました。

住民環境課。宮原課長から、灘山の一般廃棄物処理施設整備状況について、松本建設との協議状況の説明及び粗大ごみの有料化を平成27年度

から実施予定で、粗大ごみに品目ごとに指定シールを貼ってもらい、個別収集する方向で検討を進めており、12月の補正予算でシール印刷費などを計上したいなどの報告がありました。

委員から、灘山の砕石地の買収時点では、法面の段カットをしなくても、し尿処理施設、ごみの埋め立て地として使用できるということであったなどの質問がありました。執行部から、当時の町の方針としては、法面是正については、一般廃棄物処理施設建設と同時に町が責任をもって行えばよいという考えだったと思う。県も町もきちんと話を詰めていなかったということはあるなどの回答がありました。

中央病院。三木事務長及び担当職員から、三宅院長の入院、小児科の医師不足などによる診療体制の変更、また患者数の減少などによる赤字の増大に対応するために4億2千万円の繰入金が必要であることなどが報告されました。

委員から、収益が急激に悪化しだしたのは24年度からか、支出をできるだけ削る方法はないのか、入院状況はどうなっているのか、27年度は今年度以上に赤字になることも考えられる、外来・入院患者は増えないのか、昨年12月に三宅院長の退職問題について町民からお叱りを受けたときと同じで、何の反省もできていないのではないかなどの質問や意見がありました。

執行部からは、25年から内科・整形外科の先生が退職され、主治医となっていた入院・外来患者が減少し赤字が大きくなってきた。費用の削減より、いま必要なのは患者を呼び戻すことである。医師の不足により外来の受診者数を増やすことはできないし、入院患者の受け入れも増やすことはできない。小児科が休診になれば患者が減少し、さらに経営は悪化することになるなどの回答がありました。

続いて、12月11日に開催した委員会の報告を行います。委員会は、執行部からの要請もあり、土庄中央病院の小児科診療の休診、一般廃棄物処理施設整備状況の経過について報告を受ける形で、午後2時から委員6人の出席のもと委員会室で開催しました。

土庄中央病院、企画課地域医療再生対策室。三枝町長、三木事務長、奥村課長から、前回11月14日開催の委員会後の経過について次の報告がありました。

三宅委員長の入院が12月まで延長になり、病状から本格的な復帰はまだ先になると考えていること。小児科医の確保について努力したが、常勤の小児科医を雇用することができないので、小児科診療を来年3月以

降休診せざるを得ない状況にあるとの結論に至ったこと。今後の進め方として、郡医師会、内海病院、開業医に協力を要請し、外来診療・母子保健事業・学校関係事業への対応が急がれること。休診に伴う不安の軽減、対応方法について、お詫びも含め、各地区を回り丁寧に説明する必要があることなどの説明がありました。

委員から、3月以降は内海病院で救急は受け入れてくれるのか、学校医の検討も必要である、早急な住民周知が必要であるなどの質問・意見がありました。執行部からは、小児科診療の休診に伴う、いろいろな問題に対して、これから検討していくという回答がありました。

住民環境課。宮原課長から、前回11月14日開催の委員会後の経過について次の報告がありました。

11月27日付けで松本建設代理人より、土庄町土地開発公社宛てに「採石事業については縮小される見通しであるので、土庄町との土地使用貸借契約は解除させてほしい」との通知があった。しかし、その後の松本建設の社長との話では、採石は続けたい意向であったこと。12月に、土庄町の顧問弁護士である田代氏に今後の方向性について相談した。田代氏からは、「仮に松本建設が採石事業をできないような事態になっても、土庄町としては、何とか香川県の協力を得たうえで、何としても灘山で事業を進めることが最善かつ唯一の正しい方法であり、そのための方法を考えよう」というご返事をいただいている。ただし、平成33年3月末までには完成させる必要があるため、今後も議会の皆さまと相談しながら進めたいなどの報告がありました。

灘山の一般廃棄物の処理施設の建設について、新しい取り組みが示されたので、以後委員からの質問と執行部からの回答について少し詳しく報告します。

委員から、前回の報告から状況は変わらずに、3か月延びたというだけかとの質問に対し、執行部からは、それだけではなく、松本建設が事業をできないことになっても、田代弁護士が県との間に入ってくれるのであれば、町としては県と協議を進め、灘山で一般廃棄物の処理ができるようにしたいとの回答でした。

委員から、小江の処分場のかさ上げをして使用期限の延長はできないのかとの質問に対し、執行部からは、地元との協議、面積などのことを考慮すると、簡単ではないとの回答でした。

委員から、松本建設の採石事業の許可条件にベンチカットがあった。それを一方的に、ベンチカットの契約解除を通知してきて、採石事業の

契約は生きているというのは納得できないとの質問に対し、執行部から、松本建設の採石計画自体は残っている。土地開発公社と松本建設の3年間でベンチカットする契約は切れているとの回答でした。

委員から、小江の処分場ではコンクリートを打ったりしているのかとの質問に対し、執行部から、地下水を遮断するコンクリート擁壁を作る工法である。小江はシートを敷いていない。平成5、6年以降は工法が変わっており、すべて最低二重シートを敷かなければいけないとの回答でした。

委員から、補助率はどれくらいかとの質問に対し、執行部から、ごみは3分の1、し尿は2分の1の補助率である。もし町が単独でベンチカットするなら、10億から12億円かかるとの回答でした。

委員から、松本建設がベンチカットをしないで、採石跡がそのままになった場合でも、町は使える6割の土地で処分場建設を進めることも検討するのかとの質問に対し、執行部から、まったく放置するのではなく、少しずつでも安全面を考慮しながら、並行して施設建設に取り掛かれれば一番いいが、との回答でした。

委員から、もし松本建設ができないと見込んで、町がベンチカットをするならば、補助はあるのかとの質問に対し、執行部から、もし松本建設ができないとなって、県が採石の許可を取り消すならば、次の段階として安全面の確保を町がすべてする必要があるのかどうかということを確認しなければいけない。町は少しずつ安全管理をしながら、施設建設に取り掛かれるのであれば、それが望ましいが、弁護士とそのような話をしただけなのでとの回答でした。

委員から、町が6割の土地に処分場を建設するなら、安全管理対策として、町がベンチカットする可能性もあるということかとの質問に対し、執行部から、町がベンチカットをすることも含めて検討するという。もしくは、まったく別の業者に依頼するという選択肢もあるが、県と協議が必要との回答でした。

委員から、当初土地の購入について、町が後背地のベンチカットや盛り土をする必要がないということを確認して同意したが、町がある程度負担しなければいけないことになれば、問題になるのではとの質問に対し、執行部から、その方法もあるということで、検討しなければいけないとの回答でした。

委員から、最終的に灘山でやらざるを得ないとなったときに、町が10億から12億円負担してベンチカットするのかとの質問に対し、執行部か

ら、10億円も出せないのではどの程度の処理が必要かということを含めて検討するとの回答でした。

委員から、町がベンチカットをしないとイケないかもしれないという話になっているが、当初はそのような話は全然出ていなかった。これまでの経過では、途中で県の見解が変わったと認識している。最悪、町がベンチカットする可能性もあるということだが、県も方針を変えた落ち度があるなら、ベンチカットの期限の猶予の交渉も有利にできるのではないか。県との交渉がうまくいかず、ベンチカットに10億円もかかるのであれば、他の候補地に移ればよいとの意見に対し、執行部から、当初から県の担当者も含めてきちんと協議していれば、こんな話にはなっていないかった。話を詰めていないということが問題にならないか調べないといけないとの回答がありました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

水道事業特別委員長 佐々木邦久君。

○水道事業特別委員長（佐々木邦久君）

それでは、水道事業特別委員会の報告をいたします。閉会中に2回しております。

まず、10月20日、肥土山浄水場更新工事入札における官製談合の疑いについての意見聴取について、前回の委員会まで欠席であった参考人井口氏から3回目の聞き取り調査を予定しておりましたが、井口電気工事株式会社 井口氏は欠席となりました。

9月16日に井口氏から提出のあった陳述書の内容に事実との相違点がありましたので、水道課長から資料を求めた結果、記載内容は事実と異なるものでございました。井口氏に対し参考人として再度招致し、陳述書の内容について説明をいただく決定をしました。

また、参考人の欠席が続く中、陳述書に談合をはたらきかけたと記載されていた岡田健悟氏からも事実関係を聞き、双方の発言、記載内容をもとに委員会として審議すべきではないかとの意見が出され、協議の結果、議会また委員会の役割として岡田氏から参考人として意見聴取することを決定しました。日時は11月4日でございます。

4回目となる参考人井口氏からの意見聴取について、再び欠席のため実施できませんでした。また、参考人岡田氏は案内により出席いただきましたので、問題の真相究明について慎重審議いたしました。冒頭、山田

副委員長より参考人として意見聴取する概要を岡田氏に説明し、委員からの質問、岡田氏の答弁により進めましたので、その概要を報告します。

岡田氏の答弁は、まず、井口氏とは面識がない中で、陳述書において名前が出されて驚いている。真相究明を求めて理事者や議会に協力要請をしてきた。肥土山浄水場更新工事について、町に対しアドバイスをする関わりはしていた。具体的には浄水場の規模・機能、資材関係、国の交付金関係のアドバイスまでの関与であり、それ以上のことはない。陳述書と土庄町公正入札調査委員会の事情聴取の内容に食い違いがあるのは、議会が調査権を発動してきちんと確認してほしい。公共工事の責任は理事者にある。

委員会として肥土山浄水場更新工事内容に関する議論が停止している中、参考人からの意見聴取を含め、議会の調査権による協議・検討と真相究明の責任を果たすため、引き続き継続審議としました。

最後に水道課から、肥土山浄水場更新工事において1号場内配水池と自家発電施設を含めた全体工事費の算出ができ、全体工事としての継続費が確定するので直近の議会に上程する予定であるとの報告がありました。委員からは、適正な入札ができることを望む意見が出されました。

以上、閉会中の水道事業特別委員会で調査・検討したことについて、概略的に説明させていただきました。

○議長（川本貴也君）

観光振興特別委員長 井上正清君。

○観光振興特別委員長（井上正清君）

おはようございます。

12月1日に観光振興特別委員会を開催いたしましたので、報告いたします。商工観光課から、26年度5つの主な事業について説明がありました。

1、とんしょうアート化計画について。展示期間は平成26年8月1日から10月4日まで。開催場所は、東洋紡績記念館、土庄港フェリーターミナル、香川県信用組合土庄支店、戸形公民館、富丘通り、旧三木医院、富丘八幡神社。主なイベントは、7月27日に戸形公民館で地元住民向けの内覧会。8月21日に赤穂屋自治会館でとんしょうアート化計画のお披露目会。9月20日に小豆島青年会議所、土庄町商工会青年部とともに3万4千人のキャンドルナイト in 小豆島を富丘八幡神社で行った。8月1日から31日まで旧戸形小学校では、土日の来場者数は191人、9月の土

日・祝日の旧三木医院は 450 人でした。

2、第 23 回小豆島土庄町杯西日本中学生選抜剣道大会について。平成 26 年 8 月 21 日から 23 日、土庄町総合会館で開催。参加校は 38 校、うち県内からは 17 校。参加者は県外 771 人、県内 472 人の合計 1,243 人であった。

3、瀬戸内こども映画フェスティバルについて。平成 26 年 8 月 23 日から 31 日で、23 日に中央公民館でオープニングイベントを行い、31 日にベイリゾートホテル小豆島でクロージングイベント。島遊びは 23 から 24 日に神戸 YMCA 余島野外活動センター、24 日に小豆島ふるさと村で行った。オープニングイベントでは、湊崎小学校民謡同好会による石節おどり、こども夢宣言は、小豆郡内の小学生から将来の夢に関する作文を募集し、選ばれた 6 人が発表して表彰を行い、映画「瀬戸内海賊物語」を上映した。31 日のクロージングイベントでは、全国から募集を行った映画脚本賞の選考結果の発表、オリーブの島脚本賞の授賞式を行った。映画上映会の参加人数は、7 日間で大人 494 人、子ども 506 人の計 1,000 人でありました。島遊びの参加人数は、23 から 24 日の神戸 YMCA 余島野外活動センターは 27 人、24 日の小豆島ふるさと村は 19 人で合計 46 人でした。

4、小豆島・寒霞溪ヒルクライムロードレースについて。平成 26 年 10 月 19 日、大部地区から寒霞溪山頂にかけて行われ、競技種目は、上級者・中級者・初級者 8.4 km、小学生・初心者は 3 km のコースで行われた。コースには、大部地区各自治会、大部地区協議会、その他大部地区の関係団体による地元ボランティア 58 人にお手伝いをしていただいた。出走者数は、男性 73 人、女性 13 人の計 86 人であった。地元の方中心の食べ物の無料接待については、非常に好評であった。

5、第 35 回瀬戸内海タートル・フルマラソン全国大会について。参加申込数は、フル 1,407 人、ハーフ 1,158 人、10 km 613 人の計 3,178 人で、出走者数は、2,652 人、完走者数は 2,539 人であった。以上 26 年度商工観光課主要事業の経過報告がありました。

委員より、ヒルクライムロードレースは、来年度以降継続して開催されるのかに対し、この大会は瀬戸内海国立公園指定 80 周年の記念事業で実施しているので、来年度以降は県は主体的に実施する意向はないとのことなので、実施するのであれば土庄町の単独実施になる覚悟が必要なこと、先日の大部地区の反省会で、食べ物の接待は準備も含め時間や手間がかかることや、日程が祭の直後で参加できる人が疲れている時期だ

という声もあり、日程も検討する必要がある。大部地区の方も、来年もやるなら協力していただけるということなので、町としてどれだけの覚悟を持ってやるかに尽きる。

委員より、タートルマラソンの参加者からトイレが快適だったという声を聞いた。お願いとして言われたのが、持ち帰りやすいように弁当配布のときビニール袋を付けてほしいとのことだったので、参考までに伝えておくに対しまして、他にも弁当に袋を付けた方がいいという意見を聞いたので、検討する。弁当はその場で食べるという前提で渡しているが、船の中で食べたい人も多いので。

そうめんの接待は、お椀は 5,000 個買って、全て配布したが足りなかったくらいなので、実際には 6,000 食分くらい出ている。タートルマラソンは 3,000 人の定員に達するのが早くなってきており、参加したくてもできない人もいるので、定員枠を広げてはという意見があるが、フェリー輸送の問題、更衣室の確保、トイレの確保などの問題がある。今年はフェリーの臨時便があったが、更衣室は今も満杯の状態。給水やコースの問題もある。車線一杯にランナーが固まって走っている区間もあるので、参加者を 5,000 人、6,000 人に増やすなら安全確保のため交通規制が必要。今でも危険な場面があり、2,500 人程度が適正な規模だと思う。

委員より、アート化計画は継続するのか、に対し、予算編成の時期なので、町長と協議はしているが、町単独でやっている事業なので、やればやるほど職員の負担が大きい。募集すれば参加してくれるアーティストはたくさんいるが、公費を投入して行う事業なので、作品のレベルもなんでもいいという訳でもない。来年度末には芸術祭も、春・夏・秋の 3 会期に分けて、28 年 3 月から始まるのでそちらに集中した方がいいのではないかと考えている。芸術祭も県主体でやってきたが、実行委員会事務局に町職員を派遣する案もあり、町単独でアート化計画事業を継続できるかどうか検討しているところである。

委員より、アート化計画のアーティストの参加基準は設けているのか、に対しまして、基準はない。参加アーティストはこちらが依頼しているアートディレクターに一任している。我々ではアーティストのレベルは分からないので、ディレクターが選んでいる。アート化計画の予算については、ディレクターへの委託料は 200 万円だが、PR 経費等も含めて約 300 万円負担しているが、人件費は入っていない。アート化計画の補足として、旧戸形小学校の作品公開は、土日は職員やシルバー人材センターを配置していたので来場者数を集計しているが、平日は職員を配置せず

自由に鑑賞できるようにしていたので、実際の来場者数はもっと多い。職員配置や展示場の管理体制の問題で、継続実施は難しい。

また、各委員より、瀬戸内海の世界自然遺産登録に向けて、企画課で職員のワーキンググループをつくって、中間報告はあったがその後動きがないので、ぜひプロジェクトチームをつくって継続して取り組んでほしい。もう1点は、豊島観光協会も地域おこし協力隊がほしいと言っている。ぜひ予算化してほしい。高見山の句碑移設は進んでいないのか。これからアートは大事だが、高齢者がゆっくり滞在できる場所をつくることも大事だと思う。高齢者を集客できる方法を考えないといけな。高見山にもう少し予算も投入して、観光活性化について考えてほしい。アート化計画は小豆島町に予算規模も作家レベルも及ばず、集客の目玉ではなかったという感触。豊島は平日でも観光客が多い。恒久的な施設があるのは強みだと思うので、土庄町は高見山に恒久的な施設をつくった上で、アート観光について考えていかねばならない等々の意見がありました。

以上で、観光振興特別委員会で協議したことについて概略的に説明させていただきました。

休憩

○議長（川本貴也君）

暫時休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時45分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（川本貴也君）

再開いたします。

○議長（川本貴也君）

決算特別委員長 山本良熙君。

○決算特別委員長（山本良熙君）

おはようございます。

閉会中に9月議会で付託されました平成25年度決算の審査を決算特別委員会で審査を行いました。平成25年度一般会計、特別会計、公営企業会計決算の審査結果を報告させていただきます。

本委員会は10月22日、23日、28日の3日間、委員会室で開催いたしました。初日の委員会は町長の挨拶の後、難波副町長より主要成果説明書を中心に平成25年度決算の説明を受けた後、各課ごとに審査をいたしました。昨年度の指摘事項、事前に通告した質問事項、各課の重要施策について説明を受け、その後全体的な質疑を行い、各課ごとの審査の最後に承認の賛否を問いました。一部の課の決算の認定については、少数の反対意見がありましたが、賛成多数により、当委員会としては全ての決算を認定したことをまずもって、ここにご報告いたします。それでは、それぞれの審査の主なものを各課ごとに説明させていただきます。

なお会議録の詳しいことは、資料も付けた報告書を議長に提出しておりますので、後ほどご覧になっていただければと思っております。それでは各課の審査の中で、前年度委員から指摘されたこと、改善されたこと等、各委員からの質疑、意見はたくさんありましたが、その中で主なものを報告いたします。

第1日目、議会事務局、監査事務局。議会費の減額の大きな主な要因については、平成25年12月17日に議員が1人失職したことによる議員報酬約84万6千円の減少と、議員年金の負担率が下がったとの説明がありました。委員からの意見としまして、監査委員の業務量は例月出納検査より随時監査が多い、監査委員の報酬が低いので考えてほしい。執行

部の回答は、監査委員の報酬については、県下の状況も調査しているが、町の特別職報酬等審議会の意見も参考に検討していくべきと考えておりますとの回答がありました。

出納室にまいります。出納室では、購入依頼件数が、毎年、年度末に集中していると以前より指摘をしていたが、本年は、1月以降に多少は購入依頼件数の増加が見られるが、特に3月に集中している訳ではなく、前年度と比べて大きな改善が見られた。具体的には、前年度の3月の消耗品の購入件数は189件でありましたが、本年は108件となり、各課が消耗品を計画的に購入している。今後も、計画的に消耗品、備品を購入するよう続けていってほしいという要望をいたしました。

債権管理室については、平成25年度の成果と決算について、平成25年度は税及び水道料の徴収に力を置いて、滞納整理を実施した。債権管理室の実績は、町税徴収金7,643万6,636円、水道料徴収金2,408万6,090円、その他私債権20万円で、合わせますと1億72万2,726円の実績となっております。平成24年度の実績が5,251万5,968円であったので、前年度に比べるとプラス4,820万6,758円増額の成果をあげております。

次に総務課にまいります。委員からの意見としまして、職員の文書配達について、時間外手当は支給されているのか。代休にしても、勤務時間がそれだけ短くなるので利益にはつながらないと思う。この郵便配達で代休を取っている職員はいないと思うが、本来は法律を守るべき行政が、法律に基づいて仕事をする行政が、それに違反するようなことはやらない方がいい。今後検討してほしい。そういう意見がありました。

次に、商工観光課にまいります。観光費については、目全体の決算額1億1,500万円余りは、前年度比3,200万円増、38.2%増となっております。大幅増となった主な原因は、瀬戸内国際芸術祭関連事業の増に伴うものであります。観光事務費は、臨時職員賃金、観光宣伝に係る県外旅費、PR看板製作費、パンフレット等の印刷製本費などの経費である。観光団体・イベント助成事業4,101万円は、各種団体に対する負担金及びイベントに対する助成、観光振興基金への積立が主であります。昨年の観光客入込数は、112万5千人余りで、前年度比6.3%増となっております。宿泊客数についても、1.3%増となっている。

委員からの質問で、高見山公園句碑移設事業は25年度に句碑移設に伴う設計委託料を支出しているということだが、事業は前に向かって進んでいるのかとの質問に対しまして、執行部から、前の上層部で、ある程度話をしていたと思うが、そのときは寄贈という話で計画を進めていたと

思う。年度が変わって、そういう話がきちんとできていなかったということだと思います。町と相手方の中で、本当に寄贈していただけるのかという契約ができていなかった。寄贈していただかないことには、我々も使用できないので、返すということになれば期限もあるので、そこを整理しないと難しいのではと話しているが、なかなか進展しておりませんとの回答がありました。

次に、生涯学習課。委員からの質問としまして、少年育成センター事業について、またパトロール等の補導状況についての質問がありました。執行部より、補導というより指導の方が多い。補導となると厳しいものになるので、例えばマルナカのゲームセンターは、子どもだけでゲームができないケースがあるので、そこで子どもだけにいる場合に、親がその間、買い物をしているということがあります。補導というよりは、指導・注意という形で保護者がいるのか子どもに確認したりしている。補導件数は少なく、指導・注意はたくさんある。高校生を指導することもあり、夜間の遅い時間に単独行動をしている場合は、指導・注意するケースもある。また、委員から、放課後子ども教室はもっと児童館を利用してはどうかとの意見がありました。

次に教育総務課にまいります。委員からの質問としまして、学校給食関係の地産地消の割合と安全についての質問がありました。執行部より、中央学校給食センター運営事業は、1日に約1,200食の給食を作っている。学校給食の現状として、土庄町内産物の使用割合は、平成20年度から25年度まで、10%から14%の間で推移しております。香川県産では約30%の食品を使用している。今後の取り組みとしまして、食品の安全・安心・栄養価・コスト等を考慮し、また、地場産物の収穫時期を考え、なるべくそれに見合ったメニューを作りながら、地場産物を利用できるよう努力していきたいと考えております。次に、土庄食品納入組合の代表にはできるだけ土庄町内産の食品を納入していただきたいと申し入れております。また、食育の推進ということで、今年に入って6月に小学生が地元の玉ねぎの収穫、田植えを行ったり、10月18日には土庄小学校5年生が稲刈りをし、12月2日には湊崎小学校1年生がジャガイモの収穫をする予定である。これらの身近な野菜が自分たちの給食の食材となり、食の大切さや食に対する知識を深めることを目的とし、活動を進めております。土庄町としては1日1,200食の学校給食の安全な食材の確保やその品質の維持を考えると、現在使っている食材をより効果的にうまく活用し、また、子どもたちにもその重要性を広めながら、食育の推進と

ともに地産地消を進めていくことが大切であると回答がありました。

次に、2日目に入りまして、審査が始まる前に大峯代表監査委員さんに来ていただきまして、意見をいただきました。それを要約しますと、監査委員さんから、決算審査は初めてであったが、ようやく一般企業の会計と行政の会計はまったく違うことが理解できてきた。役場の職員は一生懸命やっていると思う。ときどき町民から、役場の仕事が遅れているのではないかという声を聞く。それは議員のせいなのか、行政内の理由かは分からないが、誰からみても町政が滞っているのは分かる。私の目から見てもそう感じる。議員の力で、町政がスムーズにいくようにしていただきたいと思う。職員のサービス残業も横行していると思うので、改善していただきたいとの意見がありました。

その後、福祉課に入ります。委員からの質問・意見としまして、小豆島病院再編整備事業の負担金の負担内容と負担率並びに、小豆島中央病院開院後の運営費用の負担金について、おそらく赤字が出て高額な負担金になると思うので、町として負担割合等についてよく検討してほしいとの意見がありました。また、別の委員から、要介護認定の基準が厳しくなって困ったという声を聞くが、そのような状況はつかんでいるかとの質問に対しまして、執行部より、そのような声は耳にしている。認定調査員には統一した基準で調査するよう指導しているし、昨年度から勉強会も定期的実施している。上体の麻痺について、全国的にまとめた要介護認定の結果と小豆圏域の結果にかい離があるので、県からも指導を受けました。それで、認定調査の適正化を図っている。その結果、従前より介護度が低くなった方もいると思うとの回答でありました。

次に、健康増進課にまいります。委員からの質問としまして、訪問入浴サービス事業で前年度に比べ利用者が減少しているがとの質問に対しまして、執行部より、訪問入浴サービスは要介護4・5の介護度の重い人が主に利用している。また、利用については週1ないし2日というケースもある。24年度から25年度にかけては、利用者の施設入所・死亡により利用者が6人から4人に減ったことが1つの大きな要因である。また、25年度は全体的に死亡・入院が多く、老人ホームのショートステイが利用しやすくなったため、新規で訪問入浴サービスの利用を希望する方が少なかったのも要因の1つである。今年度は、利用者は1人減って、3人増えたため、現在は6人になっている。年によっては増減がありますとの回答です。

企画課にまいります。委員からの質問・意見としまして、地域生活交

通路線運行事業について、バス路線の運行は順調にしているのか。小豆島中央病院ができれば、バス路線が大きく変わると思う。交通体系の変更を検討する委員会などはつくるのか、それとも、バス会社等の関係者だけで検討するののかとの質問に対しまして、執行部より、昨年度は芸術祭の関係もあり、その前年度に比べれば改善している。国、県、町、事業者、自治連合会長等が集まった協議会があるので、そこで今後のバス路線体系について検討することになっておりますとの回答です。

次に、住民環境課にまいります。委員からの質問で、御影運動公園は25年度の利用は1回だけということだが、急に利用が減ったのか。今後の運営はどう考えているのかに対しまして、執行部より、以前はスポーツ少年団の利用があったが、平成23年度は34回、24年度は6回の利用。社会人のフットサルチームの利用があったが、それも活動をしていないということで利用が減っております。地元の要望で整備したので、地元と相談しないとイケないが、ほとんど使用されないのであれば維持費もかかっているのでは、見直しの対象にはなると思う。逆に利用してもらえばいいが、公衆トイレがあり、タートルマラソンでも使っているので、トイレは廃止できないと思うが、夜間照明を切ることは考えられる。今後有効活用方法を考えたいとの回答でありました。

3日目に入ります。建設課について。委員の質問については、大部まちづくり推進事業についての概要説明をお願いしたいということで、執行部の回答で、今年度、基本計画策定の委託をしている。現在、住民アンケートを取り、その分析評価を行っており、建替え戸数、リフォーム戸数を把握中である。27年度に基本設計、28年度に実施設計を行い、工事は29年度から3ヶ年ないし4ヶ年にかけて実施する予定です。基本計画の策定ができれば、来年度の総務建設委員会にてスケジュール等を説明いたします。委員からの質問としまして、黒岩住宅の2棟4戸を解体した後の跡地利用についてはどうするのか。執行部の回答は、黒岩住宅には駐車場がない状態であり、黒岩住宅入居者より解体跡地に駐車場を作ってほしいとの話があり、今年の3月下旬に再生クラッシュランを入れ駐車場として整備を行った。利用希望者に申請書を提出してもらい、4月25日より駐車場として12台が利用している。使用料は取っておりません。委員からの質問としまして、港湾整備事業と宅地造成事業の繰上充用金は減っているのかの質問に対しまして、執行部より、港湾整備事業は、駐車場収入があるので、年1,500万円くらい減っているのでは、平成32年度には赤字から黒字に変わる見込み。その後は駐車場収入がその

まま残っていく。宅地造成事業は毎年15～20万円くらいの利息償還があり、駐車場収入がそれより多少入ってくるが、最終的には土地が売れないことには収入がない。どこかの時点で単価を下げて売らないと、そのまま抱えてしまうことになるので、その検討が今後必要であるという回答でした。また、委員から、現在、改良住宅の使用料収入状況はどうなっているのか、滞納はどれくらいあるのかの質問に対しまして、執行部より、少しであるが滞納整理も進んでおり、滞納を解消するように働きかけをしていきます。また、委員からの質問がありまして、大部改良住宅を建て替え等した後、大幅な滞納をしている世帯の扱いについての質問がありました。

次に、農林水産課にまいります。委員からの質問で、有害鳥獣被害対策事業で、この数年でかなりの鳥獣進入防止柵などが設置されているがその効果はとの質問に対しまして、執行部より資料に基づいて年度ごとの各鳥獣の捕獲状況、捕獲実施隊の活動状況等の説明を受ける。鳥獣被害は全国的であるので、国も調査に乗り出しており、今後、新たな事業が出てくるかと思われる。香川県にも当地区で取り組みやすい事業を作っていただくよう要望していきたいと考えているとの回答でした。

次に、税務課。25年度における税務課の総括的な内容について説明を受ける。税及び税以外の未収金の適正な管理と回収を行い、債権の整理を図るため、23年度に税務課内に設置された債権管理室が、24年度からは独立して業務に取り組んでおり、24年度においては一定の成果を上げてきた。25年度においても、引き続きさらなる債権の回収を進めるため、業務に取り組んできたところである。現在の債権管理室は2名体制であるが、債権管理システムで滞納者の収納状況や滞納者との対応状況を税務課、債権管理室で共有し、債権管理室が人手不足のときには税務課も協力して調査、対応に同行するなど、さらに連携を強化して対応している。税務課は現年課税分の収納率の向上に、債権管理室においては滞納繰越分の収納率の向上に取り組んでおります。

一般会計、国保特別会計、介護特別会計を合わせた収納率は86.4%で、前年度より2.64%アップした。現年課税分の収納率が0.04%の増、滞納繰越分が5.53%の増といずれも改善されてきております。両課が連携して取り組むことにより、収納率は少しずつ改善されていくと考えております。最後に一般会計の町税全体の収納率は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた合計が87.8%で前年度より2.7%の増となっております。現年課税分は、固定資産税と軽自動車税において改善され、97.53%と前年度

より 0.31%の増、滞納繰越分は固定資産税については改善され、合計 22.08%で前年度より 4.93%の増となっております。債権管理室による債権回収の成果により、滞納繰越分が増加している。現年度分の徴収率の向上に努め、翌年度以降に繰り越す滞納額を減少させたいと考えております。そのためには、窓口対応においては、常に丁寧で分かりやすい説明を行い、徴収においては、督促・催告はもとより、電話での督促や納税相談、さらには債権管理室とともに滞納整理にも積極的に取り組み、税収の確保に努めてまいりたいと考えておりますとの執行部のお答えがありました。

次に、水道課にまいります。委員からの質問としまして、企業債明細を見ると、利率が非常に高いものがある。利率が高いものはもったいない。なんとかならないのか。繰上償還や借り換えはできないのかとの質問に対し、執行部より、余裕があれば利率が高いものできるだけ早く償還したいが、余裕がないので現状のままになっている。借り換えは、資本費についてなど条件がある。現在は借り換えの条件を満たしていないが、肥土山浄水場更新工事が始まれば、資本費が上がるので条件を満たすようになると思うとの回答がありました。また、委員からの質問としまして、県内の水道事業広域化についての質問がありました。執行部から、10月21日に知事と直島町を除く8市8町の首長でつくる香川県広域水道事業体検討協議会が開催され、広域水道事業及び事業体に関する基本的事項のとりまとめについて事務局から説明がありました。それで、了承されました。今後、県・市町において広域水道事業体の設立に参加するかどうかの判断を行い、参加する県、市町により、県広域水道事業体設立準備協議会を設置するための議案を3月議会に提案し、議決をいただくことになるのではという回答がありました。委員からの質問としまして、水道料の未収金についてどうしているのか。執行部の回答ですけど、長期的な不況に伴い、景気低迷が続いているので、この10年間で水道使用料の未収金が2倍近くに増えている現状である。債権管理室と協議しながら、水道課職員1名と債権管理室の職員1名、合計2名で水道使用者と面談して、全額納付してもらえない者については、分納計画に伴う承認書を提出してもらい分割納付している。平成24年度実績は43件、平成25年度実績は99件であり、今年度もこの件数を少しでも増やしていきたいと考えている。それでも、納付に応じない者については、裁判所への支払督促の申立てや給水停止予告、給水停止も視野に入れ、未収金の回収に努めていきたいと考えているとの回答がありました。

次に中央病院にまいります。委員から質問としまして、病院現場では経費を最小限に切り詰めて精一杯やっていると思うが、収入が増えないことには赤字は解消できないと思う。患者の減少は医師不足によるものが一番大きい。医師確保の具体的な結果が出ていないことが、そのまま数字に表れている。地域医療再生対策室も設けてやってきたが、成果が表れていない。医師確保が喫緊の課題。このまま問題を放っておけば、どんどん赤字は大きくなる。執行部でもっと協議していただいて、なんらかの手を打っていただきたいとの意見・質問に対しまして、執行部より、医師がなくて赤字になっているのは一目瞭然で、手は尽くしているが医師確保はなかなか難しい。小豆島町も医師が不足しているので、小豆島町とも協議しながらやっていきますとの回答がありました。

以上で平成 26 年度決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本貴也君）

これをもって各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（川本貴也君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

総務建設常任委員会の中で、井口電気の指名停止の話があったと思うんですけども、この議論のときに、指名停止の基準とか停止期間の基準とか、そういうような話は委員会の中で出ましたかということです。

○議長（川本貴也君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

お答えします。土庄町公正入札調査委員会が 10 月 8 日に井口電気工事の井口さんから聴き取りをして、水道事業特別委員会に出された陳述書の内容とまったく異なる供述をし、談合もないということで、町及び議会を巻き込んで入札業務に混乱を招いたとして、町が 12 か月間の指名停止処分を行ったものを報告を受けました。委員会としては、それに対し

での異論も出ませんでしたし、それに対する基準とかそういう話も一切出ておりません。以上です。

○議長（川本貴也君）
他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）
ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）
教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）
ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）
水道事業特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）
ないようでございますので、水道事業特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）
観光振興特別委員長の報告について質疑を行います。
質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）
ないようでございますので、観光振興特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（川本貴也君）
決算特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、決算特別委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（決算認定）

○議長（川本貴也君）

日程第4、継続審査議案第7号、平成25年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(挙手する者あり)

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

平成25年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算に対する反対討論を行います。反対討論を始める前に、25年度決算について、その全体に対しまして、私の評価を述べさせていただきます。平成25年度全体の決算に対しましては、おおむね賛成の立場にあります。また、町独自の修学資金貸付事業など優れた政策に対しては、大いに歓迎しており、各課のご尽力に対して深い敬意を表するものであります。その上で、今後改善が必要と考えられる個別の点に置きまして、対案を示しながら反対討論を行いますので、よろしく願います。

まず、一般会計からですが、まず議会費。総務、教民の各常任委員会の視察に要した費用について反対討論を行います。常任委員会の視察内容は、その必要性及び緊急性において住民の納得を得られる内容とは言えず、かつ十分な議論さえ行われていません。予算上、視察費用を計上することには同意いたしますが、必要性、緊急性に迫られていない視察は行うべきではありません。その点において、平成25年度の各常任委員会の視察は、到底住民から理解を得られる内容ではありません。よって、本決算に反対するものであります。わが町の財政は、多分に漏れず切迫しています。その下で、必要性、緊急性において住民から十二分に理解を得られる視察目的・理由が示せない場合は、年度によっては毎年恒例

になっている総務建設、教育民生の各常任委員会の視察を取り止めることも、ときには必要な英断だと考えます。

次に、土庄港モニュメントライトアップに要した費用について反対討論を行います。住民不在のモニュメント設置に巨額の予算をつぎ込み、さらにライトアップまでする余裕は、わが町にはありません。観光振興は歴史的、文化的に住民の暮らしに根差した事業に充てるべきです。

次に、同和事業、同和教育に要した費用について反対討論を行います。部落解放同盟の活動費、事務費のほとんどを町費でまかなう団体助成度は見直すべきです。また、人権教育も特定団体による偏重教育から科学的観点に立った歴史教育の中に位置づけるべきです。同和事業の継続は逆差別を助長し、問題の本質を解決する上で障害となっており、国も終結するよう各自治体に通達を出しています。同和事業は終結させ、すみやかに一般行政へと移行するべきです。

次に、土庄町立土庄中央病院の廃止と、新病院建設、これを進める小豆医療組合の負担金に要した費用について反対討論を行います。計画当初から医師確保も病院運営のビジョンも具体的なことは何一つ示さず、説明もしない新病院建設に巨額の予算をつぎ込むことは、極めて無責任な政治だと言わざるを得ません。つぎ込んだ予算に見合う説明、医師確保の具体的道筋を早急に示すべきです。また、中央病院の立て直しビジョン、地域医療の再生の道を具体的に早急に示すべきです。

次に、特別会計の方に入ります。まず、国民健康保険事業特別会計決算について反対討論を行います。深刻さを増す経済状況の下で、高すぎる国保税を納めたくても納めきれない世帯が年々増加傾向にあります。国保税の値上げは、わが町の地域経済をさらに冷え込ませ、貧困世帯の増加、滞納世帯の増加、収入未済、不納欠損の増額へと悪循環を加速させます。また、住民負担の増加による診療抑制を引き起こし、結果として、重病化してから病院を訪れる住民を増加させ、国保会計が圧迫される悪循環も同時に生み出します。国保税値上げに依存した国保会計のあり方は見直すべきです。国保税の引き下げと同時に、早期発見、早期治療を推奨する国保制度への転換を図ることを求めます。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計決算について反対討論を行います。後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の世代から切り離し、高齢者だけを被保険者として保険を運営する仕組みです。必然的に、保険料は青天井に膨らみ、給付は削減される仕組みになっています。この制度を実施した当時の舛添厚生労働大臣も、この問題に触れて認めてい

る事実であります。この欠陥医療保険制度は、続けば続くほど矛盾が大きくなります。町として、制度そのものの廃止を国に求めていく、また元の老人保健制度に戻すよう求める努力が必要です。

以上6点について改善を求めて、決算に対する反対討論を終わります。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

一般会計並びに国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、それぞれの決算について、ほぼ妥当であると思いますので、賛成します。

○議長（川本貴也君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、反対がありますので、起立によって採決いたします。本案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって、平成25年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算については、認定することに決定しました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第10号）

○議長（川本貴也君）

この際、日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度土庄町一般会計補正予算（第4号））の件から、日程第14、議案第10号、小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分につ

いてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（川本貴也君）

総務課長 中井俊博君。

○総務課長（中井俊博君）

それでは、今議会に提案されました議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをお開きください。議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号）について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。2 ページをお開きください。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,477 万 2 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 88 億 4,595 万 6 千円とするものでございます。内容につきましては 11 ページのとおり衆議院議員選挙費に係る経費でございます。財源は全額県からの委託金でございます。11 月 21 日に衆議院が解散され、同日付けで専決処分をしております。

次に議案書 13 ページをお開きください。議案第 2 号、平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 5 号）でございます。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。

歳出としまして 31 ページをお願いします。1 款議会費 1 項議会費、議員報酬関係費は、改正前の議員定数で算出するため事務費負担金を 2 人分追加で計上しております。また、議会運営費の自動車借上料は、常任委員会の県外視察研修用のマイクロバスの借上げを精算見込みにより減額するものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費、職員給与費は、総務、企画、出納室に係る台風、イベント、税の滞納整理のための時間外勤務手当。総務事務費は、税務署から源泉所得税の自己点検の指導があり、建築士、土地家屋調査士、弁護士の個人事業主に対する報酬料金等について徴収漏れが分かったため、税務署に納めるものでございます。源泉所得税 604 万 2 千円は町が立て替えを行い、同額を該当事業主から返還いただき諸収入で受け入れます。延滞税及び不納付加算税については町が負担するものでございます。

企画事務費は、地域医療再生対策室の連絡調整等に係る経費の増によ

るもの、

地域生活交通路線運行事業は、西浦、四海、大鐸、小部の 4 路線に対する運行委託料で、財源のうち 292 万 9 千円は県補助でございます。

防災行政無線管理事業は、電柱の移転による防災無線ケーブルの移設費用 2 件分で、豊島交流センター維持管理費は交流センターの 1 階待合室等のエアコンが故障したため修繕するものでございます。

33 ページ、2 項徴税費、賦課徴収事務費は、国税の修正申告による住民税等の還付でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費、戦争体験記作成事業は、平成 27 年が戦後 70 年にあたり、体験誌を作成するための準備経費。福祉バス運行事業は、本年 11 月から来年 3 月まで職員の運転手が長期入院するため、シルバーへの委託経費 97 日分を計上するもの。介護職員養成事業は、養成講座の受講料アップによるもので、財源のうち 4 万 7 千円は県補助。介護支援体制緊急整備等特別対策事業は、豊島地区の買物支援のため移動販売用の軽トラックの購入費を助成するもので、全額県補助。障害者医療費給付事業は、デイサービス、グループホーム等利用者増による給付の増によるもので、財源のうち 127 万 8 千円は国と県の補助。障害者自立支援給付事業は、25 年度の精算により国庫負担金を返還するもの。障害支援区分認定等事業は、利用者増による医師の意見書作成手数料、認定調査委託料の増でございます。

35 ページ、2 項児童福祉費、障害児通所支援事業及び未熟児養育医療費支給事業は、25 年度分の精算による国への返還金。子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、精算予定により全体では減額するもの。保育所運営事業は、正規職員の産休代替え、0 歳児から 1 歳児の児童の増、臨時の調理員の退職により臨時 2 名、パート 2 名に係る賃金。私立・町外保育所運営事業は土庄保育園の大規模改修に係る補助金で、負担割合は国 2 分の 1、町 4 分の 1、事業所 4 分の 1 であり、総事業費の 4 分の 3 を補助するものでございます。

37 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費、病院事業は、中央病院の入院及び外来患者の減による収益の減、また医師不足による応援医師の派遣に係る経費等の増により、4 億 2 千万円を繰り出すものでございます。

2 項清掃費、塵芥処理事業の指定ごみ袋購入費及び車両購入費は実績により減額するもの、また委託料は正規職員 1 名の退職による人員減によりシルバー人材センターへの委託経費の増によるもの。塵芥処理施設維持管理費の燃料費は、豊島ごみ処分場の整地に伴う燃料費の増によるも

の。物品等修繕費は塵芥車の老朽化による修繕費の増によるもの。重機借上料は、豊島ごみ処分場の整地に伴うユンボのリース代 1 月分と塵芥車の故障に伴うリース代 3 月分。し尿処理事業は、精算見込みにより臨時職員の賃金を減ずるものでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費、職員給与費は、台風及び鳥獣害対策による時間外手当。39 ページ、農地保有合理化事業は、機構集積支援事業に統合されたた

め廃止するもの。農業振興団体助成事業は、ニンニク乾燥施設導入に伴う JA 小豆地区本部への助成金。有害鳥獣被害防止対策事業は、有害鳥獣 120 頭分の捕獲に係る補助金などで、財源のうち 110 万円は県補助。農地一般事業は、台風 11 号による災害復旧事業に係る賦課金。単県小規模ため池防災対策事業は、県の土地改良事業へ振り替えのため減額するものでございます。

2 項林業費、香川県緑のダム整備事業は、最下段の環境林整備事業へと事業名称の変更をするもの。大鐸財産区事業及び大部財産区事業は、台風 11 号・19 号による林道修繕のため各特別会計へ繰り出すものでございます。

41 ページ、3 項水産業費、漁港管理事務費は負担金の確定によるもの。7 款商工費 1 項商工費、職員給与費は、ヒルクライムロードレース、吉本新喜劇等の新規イベントの増による時間外手当。観光事務費は、事業費の減により減額するもの。観光団体・イベント助成事業は、土庄港ターミナルでの案内業務に係る経費の増によるもの。エンジェルロード公園運営事業は、しまむら横の土地 1,910 m²を第 2 駐車場として借り上げる経費でございます。

43 ページ、8 款土木費 1 項土木管理費、職員給与費は台風等に係る時間外手当。土木総務費は、印刷機の故障による買い替えの経費。2 項道路橋りょう費、町道新設改良事業は、台風 11 号による町道山の神堀切線の改良工事で、財源のうち 149 万円は県の補助。3 項河川費、県営河川整備事業は、大部桂川護岸敷きの改良に伴う町の負担金で、財源のうち 35 万円は県補助でございます。

45 ページ、5 項都市計画費、都市下水路維持管理費は、淵崎ポンプ場及び宮ノ下ポンプ場のポンプ 3 台の分解整備等の経費。6 項住宅費、改良住宅維持管理費は、大部改良住宅のシロアリによる屋根の修繕費。9 款消防費 1 項消防費、消防団施設維持管理費は、大部田口屋旅館前の消火栓及び田井消火栓の修繕費。水防事業は、台風 19 号による出勤報酬の不足

分でございます。

47 ページ、10 款教育費 2 項小学校費、教育振興事業は、新設土庄小学校振興費補助金で全額寄付によるもの。小学校建設事業の校舎等建設工事は、新設小学校の菜園整備工事で、面積 1,600 m²を造成して整備するもの。バス停設置工事は、伊喜末に新設するもの。また備品購入費は精算見込みにより減ずるもので、財源のうち 425 万円は寄付を充てております。

4 項幼稚園費、幼稚園運営事業は、精算見込みにより臨時職員の賃金を減じるもの。5 項社会教育費、公民館維持管理費は、ピアノ等に係る修繕費で寄附金を充てるもの。中央図書館維持管理費は、図書館システムのフィルターライセンスの更新経費。小豆島尾崎放哉記念館運営事業は、平成 27 年 1 月 17 日から 18 日にかけて放哉生誕 130 周年記念で鳥取を訪問するための職員の旅費及び友の会への補助金。49 ページですが、放課後子ども教室事業は、平成 27 年 4 月から四海公民館で実施するため 2 階視聴覚室の修繕に係る経費でございます。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧事業は、台風 11 号による農地 3 か所の工事で、財源のうち県補助が 172 万 6 千円、地方債が 150 万円、受益者負担が 21 万 5 千円。農業用施設災害復旧事業の施設等修繕費は、台風 19 号による農道及び水路 4 か所の土砂撤去などの経費。農業用施設災害復旧工事は、小馬越のため池の石垣の復旧工事で、財源のうち県補助が 320 万 1 千円、地方債が 150 万円、受益者負担が 1 万 4 千円。漁港災害復旧事業は、台風 19 号による田井、小部、見目の漁港のごみの撤去に係る経費でございます。2 項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業は、台風 19 号に係る小豊島港の護岸等 4 か所の修繕に係る経費でございます。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、普通交付税及び財政調整基金からの繰入金を充てております。今回の補正額は、5 億 691 万 2 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと、93 億 5,286 万 8 千円となります。

次に第 2 条債務負担行為の補正ですが、20 ページになります。第 2 表に地域生活交通路線運行事業を追加しておりますが、平成 27 年 1 月から三都線について土庄町と小豆島町の 2 町で、小豆島オーリーブバス株式会社へ運行を委託するため追加をしております。また、地方債の補正につきましては第 3 表のとおり農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業を新たに追加するものでございます。

次に議案書 53 ページをお開きください。議案第 3 号、平成 26 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 61 ページをお願いします。1 款総務費 3 項運営協議会費、運営協議会事業は、国保運営協議会の開催増による委員報酬の増で、2 款保険給付費 2 項高額療養費、一般被保険者高額療養費事業は、給付費の増による高額療養費の増で、うち国及び県の負担分が 626 万 9 千円。後期高齢者支援金事業及び前期高齢者納付金については、本年度の確定により増額するものでございます。63 ページ、11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金、返還金事業は、25 年度精算による国等への返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。財源の不足分につきましては、一般会計及び財政調整基金からの繰入金を充てております。今回の補正額は、1,897 万 3 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 21 億 5,645 万 3 千円となります。

次に議案書 65 ページをお開きください。議案第 4 号、土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 71 ページをお願いします。1 款総務費 1 項総務管理費、財産管理事業は、台風 19 号による林道修繕に係る経費でございます。以上が補正予算の概要でございます。財源は一般会計からの繰入金を充てております。今回の補正額は、70 万円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 1,051 万 4 千円となります。

次に議案書 73 ページをお開きください。議案第 5 号、平成 26 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして 85 ページをお願いします。1 款総務費 1 項総務管理費、一般管理事業は、制度改正によるシステム改修委託料で、国の補助が 83 万 7 千円でございます。2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費から 89 ページの 6 項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、デイサービス施設「みやび、はまひるがお」、複合型サービス施設「はまひるがお」の新設により利用者が増えたため増額するもので、財源は国、県、町、支払基金の法定割合の負担となります。4 款地域支援事業費 2 項包括的支援事業・任意事業費、権利擁護事業は、介護放棄等のサポートに係る臨時職員の経費で、財源は国、県、町の負担となります。

以上が補正予算の概要でございます。今回の補正額は、8,634 万 8 千

円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 17 億 2,121 万 4 千円となります。

次に議案書の 91 ページをお開きください。議案第 6 号、平成 26 年度土庄町病院事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 2 条業務の予定量ですが、病床数は 10 床の減、年間患者数の入院は 5,435 人の減、外来は 19,800 人の減、1 日平均では入院 15 人の減、外来は 80 人の減でございます。

第 3 条収益的収入及び支出ですが、92 ページをお願いします。第 1 項医業収益の減は、入院及び外来患者の減によるもので、第 2 項医業外収益の 5 目他会計負担金は一般会計からの繰入金、6 目県補助金は在宅医療推進に係る県の補助金でございます。

93 ページの支出 1 項医業費用のうち 2 目材料費の減は、患者数の減による薬品、診察材料等の減、3 目経費の増は医師不足による応援医師の派遣料が 3,185 万円の増、地域包括ケア導入のシステム改修委託料が 300 万円の増等によるもの、3 項特別損失につきましてはへき地医療に係る 25 年度の県補助金の返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。補正後の収入が 17 億 3,674 万 5 千円、支出が 19 億 7,486 万 7 千円となります。

次に議案書 97 ページをお開きください。審議資料の方は 1 ページになります。議案第 7 号、土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例については、新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため、住所若しくは居所から在勤公署に旅行した場合に支給する赴任旅費について、支給対象者を制限するため改正しようとするものでございます。

次に議案書の 99 ページをお開きください。審議資料は 3 ページになります。議案第 8 号、土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例については、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、父子も対象とすることが主な内容であります。

次に議案書の 101 ページをお開きください。審議資料は 5 ページになります。議案第 9 号、土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令の一部改正に伴い本条例の一部を改正しようとするもので、出産育児金を現行 39 万円から 40 万 4 千円に引き上げ、加算金を 3 万円から 1 万 6 千円に引き下げ、トータルでは現行の 42 万円に据え置くものであります。

次に議案書の 103 ページをお開きください。議案第 10 号、小豆地区ふ

るさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分については、小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分について議会の議決を求めるもので、出資金等の処分については、関係町及び香川県が負担した金額と同額を関係町及び香川県に返還を行い、具体的には「2 処分する財産に関する内容」のとおりでございます。

○議長（川本貴也君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 10 号）

○議長（川本貴也君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度土庄町一般会計補正予算（第 4 号））から議案第 10 号、小豆地区ふるさと市町村圏基金の廃止に伴う財産処分についてまでの全議案について一括質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 10 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 10 号）

○議長（川本貴也君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 10 号までの各議案については、会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 10 号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布いたしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

散会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後各常任委員会を開催していただくことになっております。

午後1時より教育民生常任委員会を委員会室において開催いたします。

終了後、総務建設常任委員会を委員会室において開催いたしますので、

よろしく願いいたします。

散会してください。お疲れ様でした。

散 会 午前 11 時 51 分